

「農」ビジネスモデル ブラッシュアップ支援事業費補助金



県内の農業者と商工業者等が連携して、県産農産物を活用した商品開発や販路開拓等、マーケットインの視点を持って生産から販売までのビジネスモデルを構築する(既存ビジネスモデルのブラッシュアップも含む)取組を支援します。

【募集期間】

令和6年4月24日から
5月23日 16時まで

【対象期間】

交付決定から
令和7年1月31日まで

【補助額】

下限額50万円 ~
上限額100万円

【補助率】

2/3以内 (県予算の範囲内)

【補助対象者】

農業者(農業法人と農業団体を含む)と商工業者の連携体
(連携体構成員はすべて長崎県農食連携ネットワークの会員)

【補助対象となる取組みの例】

(例1) 地元農家、加工事業者、地元スーパーで連携し、地域の農産物を活用して、加工品を作り、観光客集客のためにおみやげとして売り出したい。

(例2) 農家と地元の複数の飲食店で連携し、地元の野菜を使ってオリジナルメニューを開発し、地域の活性化を目指す。



【補助対象となる経費の例】

項目	経費の例
外注費	加工品の試作やパッケージデザインを委託するための経費
原材料費	試作品を作るための原材料費
広報費	PR資材作成、HP改修等のための経費
旅費	構成員打合せ、商談会、テスト販売等への参加旅費、専門家招聘のための旅費
送料	チラシ・サンプル等を発送する際に要した経費
使用料	展示会・商談会への出展料・参加料、商談会等に使用する会議室借上げ料

【補助対象とならない経費の例】

- ・懇親会等の飲食費
- ・一般消耗品(ペン、インクカートリッジ等)
- ・加工機器、PC、タブレット等の備品購入費
- ・人件費や既存の事務所の借上料
- ・光熱水費等の経常的な経費
- ・補助事業に要したと明確にできない経費(ガソリン代、電話代、光熱水費等)
- ・支払いが確認できる書類がないもの
- ・対象期間に支払いが終了していない経費等

【注意1】販売による売上金は補助金額から控除します。

【注意2】連携体内の取引は原価相当額を補助対象とする。

※過去に当事業を活用したことのある方は申請ができません。

【問合せ先】

長崎県農産加工流通課(長崎市尾上町3番1号)

☎ 095-895-2996